

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成26年7月18日(金) 午前9時00分から9時57分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員

会長職務代理者 20番委員

委 員 1番委員 2番委員 3番委員 4番委員

5番委員 6番委員 8番委員 9番委員

10番委員 11番委員 12番委員 13番委員

14番委員 16番委員 17番委員 18番委員

19番委員

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 15番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

10番委員 11番委員

第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号 「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前9時 00分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成26年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
本日は、15番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
10番委員と11番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～3ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が、10件ありましたので報告いたします。

議 長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定の

うち所有権移転分について説明いたします。

4ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。

譲受人は、伊佐市大口山野にお住まいのS E氏で、年齢は39歳、自治会は井立田で、経営面積は140,929㎡です。

土地の所在地は、大口山野字三丸田、大口小木原字小松ノ元の2筆で、地目はいずれも田で、面積は、388㎡と867㎡です。

本件は、県地域振興公社の行う農地保有合理化事業を活用されたものです。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

8-1ページの総括表をお開きください。

期間は2年9カ月から10年で、面積は田、12,834㎡、畑、8,781㎡の合計21,615㎡です。

利用権の設定をする者の数12人、設定を受ける者の数11人です。

土地の明細につきましては、5ページから8ページの整理番号1番から12番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

16番委員

はい

議 長

16番委員。

16番委員

4ページの農地保有合理化事業の所有権移転売買価格が、単価的には高いと思うのですが、これは国道沿いに面しているとか、条件が良いとかがあるのですか。

議 長

事務局

事 務 局

3年前にあっせんでS Eさんが購入されるという事で、農地保有合理化事業で公益財団法人鹿児島県地域振興公社がいったん購入しS Eさんが耕作していましたが、3年が経過いたしましたので今回県地域振興公社からSさんが購入されるもので、3年前に価格が決められているものがあります。

- 議 長 委員の皆さん他にご意見、質疑はございませんか。
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りいたします。
 議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
 よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
 3番委員。
- 3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る7月8日に申請人SKさん、立会のもと、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。
 申請人SKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は牛尾で、年齢は67歳であります。
 譲渡人SZさんは、神奈川県相模原市津久井町中野にお住まいであります。
 申請地は、伊佐市大口青木字野牟田原で、地目は畑、地籍は1, 444㎡・また同じく、地目は田、地籍は540㎡・青木字出水岡で、地目は田、地籍は2, 500㎡・また同じく、地目は田、地籍は1, 636㎡であります。
 兄弟による、兄さんから弟への無償贈与であります。
 多々良石公民館の北側約100m位に位置し、南側Sさんの実家で、東・西・北側は田んぼであります。
 受け人の経営面積は7, 586㎡で取得可能面積であります。
 農業従事者は2名で、通作距離は約6キロ位で、良く管理された水田で、Kさんが耕作されていたものであります。
 経営意欲はあり、農機具等は所有されております。
 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当し

		<p>ないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議	長	<p>3番委員の調査報告が終りました。</p> <p>委員の皆様、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということございませすので、お諮りしませす。</p> <p>整理番号1番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定しませす。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めませす。</p> <p>11番委員。</p>
11番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る7月13日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたしませす。</p> <p>申請人SHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元、年齢は66歳です。</p> <p>渡し人、SYさんは、始良市加治木町新富町に居住されていませす。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口、地目は田、地籍は916㎡で、所有権移転売買でありませす。</p> <p>受け人の経営面積は13,714㎡で、取得可能面積でありませす。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅前500m位置していませす。</p> <p>現況は良く管理された水田です。</p> <p>経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しなないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>11番委員の調査報告が終りました。</p>

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号2番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。
4	番	委員
		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る7月16日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。 申請人、TEさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、年齢は66歳です。 渡し人、NTさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は土瀬戸で、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市大口針持字作道、地目は畑、地籍は858㎡と、針持字青井、地目は畑、地籍は1,270㎡の2筆で、合計2,128㎡で贈与であります。 受け人の経営面積は、49,689㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は3名で、通作距離は自宅よりは約5キロ位の所にあり、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

整理番号3番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
9番委員。

9 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る7月15日に、現地調査いたしましたので9番が報告いたします。

去る7月16日に現地調査を行いました。

申請人MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原上中で、年齢は59歳であります。

渡し人MKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原上中で、年齢は96歳であります。

二人の関係は親子になります。

申請地は、伊佐市大口小木原字屋敷田、地目は田、地籍は196㎡で、贈与であります。

受け人の経営面積は10,039㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、通作距離は自宅よりは約100mの所にあり、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長

9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番、6番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番、6番については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。</p> <p>調査日は7月14日に現地調査をいたしましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人で譲受け人FRさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は大峰で、年齢は55歳です。</p> <p>整理番号5番の譲渡し人FEさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は大峰で、年齢は85歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰他4筆で、地目は田と畑、地籍は合計4,637㎡で贈与であります。</p> <p>整理番号6番の譲渡し人FTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は大峰で、年齢は83歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰他2筆で、地目は田と畑、地籍は合計3,327㎡で贈与であります。</p> <p>受け人の経営面積は17,782㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、通作距離は自宅より300m以内であり、現況は良く管理された農地であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>12番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号5番、6番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番、6番、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>16番委員。</p>
16番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る7月9日に現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。</p> <p>申請人TTさんは、伊佐市大口大島に居住され、自治会は大島南で、年齢は62歳です。</p> <p>渡人STさんは、伊佐市大口大島に居住され、自治会は大島南で、年齢は85歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字火ノ島、地目は畑、地籍は429㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は88,999㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は50mで自宅の道路前で、現在受人が耕作しております。</p> <p>また、受人は経営意欲もあり農機具等は全て完備されておりました。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	長	<p>16番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号7番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数7件について、7件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

9番委員。

9 番 委 員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る7月15日に、8番委員、10番委員、私9番委員、申請人KTさん立会のもと共同調査を行いましたので、調査の結果を9番が報告いたします。

申請人KTさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は下青木、年齢は74歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口青木字瀬ノ口道下、地目は畑、地籍は95㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地の所在地は、国道447号線沿いで、国道を挟んでJA北さつま東支所があります。

転用目的は一般住宅と成っておりますが、昭和49年に宅地に申請してあると思っておりますが、指摘を受け調べてみたら、字瀬ノ口道下は申請されてなく、この畑に住宅の一部が建築されている事に気づき再度申請をされたとの事です。

住宅の周りは、ブロック塀で、合併浄化槽を設置されており畑に戻せる状況ではありませんでした。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

- 議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定
に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しま
した。
- 議 長 整理番号2番、3番については、申請者が同一人で同じ地区ですの
で一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。
19番委員。
- 19番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、整理番号2番、3番については、申請
者が同一人で同じ地区ですので一括して報告いたします。
去る7月15日に、21番委員、私19番委員と事務局の3名で、申
請人HO氏立会のもと共同調査を行いましたので、19番が報告いたし
ます。
申請人のHOさんは、伊佐市大口宮人に居住され、農業をされており
年齢は55歳、自治会は大住であります。
整理番号2番の申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字大住で、地目は
田、地籍は1, 503㎡です。
農地区分は、第2種農地でその他農地となっており転用目的は太陽光
発電であります。
申請地の所在地は、日本フードパッカー鹿児島株式会社の入口より曾
木の滝の方に100m位行った所に位置し南側市道、西と北は田、東側
は農道で、周囲に与える影響無いと思われれます。
パネル枚数210枚、太陽光発電量は約245kwを予定しているそ
うです。
整理番号3番の申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字大住で、地目は
畑、地籍は407㎡です。
農地区分は、第2種農地でその他農地となっており転用目的は太陽光

発電であります。

申請地の所在地は、自宅の庭先で、南側道路、北側宅地、東側山林、西側宅地で周囲に与える影響無いと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、工事請負契約書、見積書、経済産業省の設備認定証明書、位置図、地籍図、残高証明書、融資証明書等が添付されております。

調査の結果この申請については2名の調査意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、報告を終わります。

議 長 19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
19番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番、3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3 番 委 員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る7月15日に申請人Y Sさん及び代理人の行政書士TR氏立会いのもと、1番委

員、2番委員、私3番委員3名で共同調査いたしましたので私3番が報告いたします。

申請人Y Sさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は66歳、自治会は浜里であります。

譲渡人S Sさんは、伊佐市菱刈前目に居住の、年齢は66歳であります。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田嶋、地目は田、地積は301㎡であります。

本申請は御主人の兄弟であるS Sさんからの無償贈与されるものであります。

現在Y Sさんがお住まいの西側で転作田であり、駐車場と倉庫を作るそうです。

大口高校から北側木崎方向へ約500m位に位置して、南、北側住宅、西側田んぼで、東側市道であり周囲に与える影響はないものと思われま

す。
添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、害防除に関する計画書、位置図、字図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
6番委員。

6 番 委 員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並

びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る7月15日、申請人の代理人の行政書士TR氏立会いのもと、4番委員、5番委員、私6番委員3名で共同調査いたしましたので6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのSYさんで、69歳、自治会は鳥巢上あります。

譲渡人は鹿児島市花野光ヶ丘1丁目にお住まいのKIさんです。

現在駐車場が1台分しか無く、転用目的は駐車場にするものであり、今回KIさんより所有権移転贈与するものであります。

二人の関係は従兄弟同士であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前で、地目は畑、地積は111㎡です。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、鳥巢公民館より北に100mに位置し、南側は市道、東は住宅、西は宅地、北は住宅、となっており周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしませて報告を終わります。

議 長 6番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
6番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

- 8 番 委 員 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 3 番について、去る 15 日に申請人の代理人で行政書士 K さん立会いのもと、私 8 番と 9 番委員、10 番委員で、現地調査いたしましたので報告いたします。
- 申請人で譲受け人は、伊佐市大口青木にお住まいの TM さん 45 歳。譲渡人は、東京都日野市大字石田にお住まいの HK さんであります。申請地は、伊佐市大口原田字西原で、地目は畑、地積は 833㎡であります。
- 本申請は所有権移転売買であり、転用目的は住宅兼事務所及び駐車場を建設されるものであります。
- 農地区分は、第 2 種農地その他農地であります。
- 申請地の所在地は、西原八幡神社入口より南へ約 100m の位置し東側は山と畑、南側は山林、西側宅地、北側宅地であり周囲に与える影響はないものと思われます。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。
- 調査の結果この申請について 3 名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしなして報告を終ります。
- 議 長 8 番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
8 番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号 3 番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号 4 番については、取下げされました。
- 議 長 整理番号 5 番について、担当委員の報告を求めます。
2 番委員。

2 番 委 員	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、2番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>去る7月15日に1番委員、3番委員と私2番で、共同調査いたしました。</p> <p>立会人として、行政書士のK氏が出席しております。</p> <p>譲受け人は、伊佐市大口原田にお住まいのMKさん55歳であります。</p> <p>譲渡人は、熊本市山ノ神1丁目にお住まいのKKさん75歳であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買であり、転用目的は一般住宅を建設される物であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島他2筆で、地目は田、地積は合計506.9㎡であります。</p> <p>用途区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地としても、隣接住宅があり集落接続施設として問題ないと思われました。</p> <p>申請地の所在地は、大口ふれあいセンターから北へ700m位に位置しており、東側は市道、西側は田、南側は転作田、北側は田であり周囲に与える影響はないものと思われ、現況は転作田です。</p> <p>汚排水処理等は、合併浄化槽を設置するとの事です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしませて報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>2番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p>

よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請5件のうち、取下げが1件、許可及び諮問4件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第5号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る7月15日に、11番委員、12番委員、13番委員3名で共同調査をいたしましたので12番が報告いたします。

申請人SYさんは、始良市加治木町新富町に居住されております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原、地目は畑、面積は920㎡です。

申請地の所在地は、本城小学校から西南の方向に800m位に位置しており、周囲の状況は、四方山林に囲まれています。

非農地となった時期は、平成2年4月ごろから隣接地は山林化した為耕作放棄したとの事です。

農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手、 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第5号 非農地証明願は、1件申請のうち、1件の証明許可が決定しました。</p>
議	長	<p>その他 事務局お願いします。</p>
事 務 局		<p>月例報告です。 最後のページになります。 7月分の月例報告です。 15日を中心に現地調査をやって頂きました。 本日18日が、第4回目の農業委員会の総会でございます。 26日が、7月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。 8月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。 20日が、第5回目の農業委員会の総会になります。 21日が、鹿児島県農業委員会大会があります。 26日が、8月の定例常任議員会議になります。 以上です。</p>
議	長	<p>他にありませんか。 (なし)</p>
議	長	<p>私の方から、農業委員会制度・組織改革については、小里さんの農政説明会の時に18番委員も質問して頂いたのですが、改革としては、諮問で改革があった通りの状況で進んで行くと言う事でした。 法案の中で審議して行くと言う事ですので、我われ委員としては問題として指摘する事を整理して農業会議を通じて、国会議員の方々にお願いしていく必要があると思いますので、諮問会議等でしっかり意見を述べて行きたいと思います。 それから最近、農家の方々から農業委員はどんな仕事をしているのかと、質問がきました。 なんでもかんでも対応してあげると言う訳にはいかないと思うのですが、用水路の件とか、ジャンボタニシの件まで相談して来られました。ジャンボタニシは今どこでもいると話をするのですが、解決策は無いものだろうかと来られますので、相談には乗ってください、用水路等についても土地改良区か水利組合がしっかりしていると思うのですが、そ</p>

うゆう事で対策は取ってくれると思いますので、委員の皆さんもなんでもかんでも相談に乗る訳には行かないと思いますが、農業委員として話しを聴いて下さい。

事務局 長

これで、平成26年度第4回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前9時57分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

10番委員

伊佐市農業委員

11番委員